

# 太陽光発電設備を設置された方へ

## <固定資産税(償却資産)申告のお知らせ>

太陽光発電設備につきまして、事業の用に供するものは、償却資産として固定資産税の対象となりますので、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

なお、平成28年度税制改正により、太陽光発電設備に係る課税標準の特例が変更されておりますので、ご注意ください。

### ■ 課税の対象になる

	余剰売電 (発電された電気を自家消費用に充て、 残った電気を電力会社に売却)	全量売電 (発電された電気の全量を 電力会社に売却)
個人 (住宅用)	<b>【課税対象外】</b> 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	<b>【課税対象】</b> 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。
個人 (事業用)  法人	<b>【課税対象】</b> 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。  (例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取扱う。(発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税対象)	<b>【課税対象】</b> 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。

※発電出力が10kw以上の場合は、個人の余剰売電の場合でも売電が主な目的とみなされ、課税対象として申告が必要になります。

### ■ 償却資産と家屋の区分

設備 設置方法	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンディ ショナー	表示 ユニット	電力量計 など
家屋に建材として設置 (屋根材等)	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設 置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所に設置 (地上や家屋の要件を満 たしていない構築物等)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

## ■ 課税標準の特例について(新旧対照表)

これまで固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備については、課税標準の特例の対象となっていました。平成28年度の税制改正により、当該認定を受けた太陽光発電設備は、特例の対象外となり、代わりに再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた太陽光発電設備が特例の対象となりました。

取得時期	対象資産	発電出力	特例内容	提出書類
平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備	10kw以上	最初の3年度分 課税標準額を3分の2に軽減 (旧法附則第15条第33項)	「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し 電力事業者との「電力需給契約書(売電契約書)」の写し
平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの(FIT/FIPは特例の対象外)	10kw以上	わがまち特例 最初の3年度分 課税標準額を3分の2に軽減 (旧法附則第15条第32項)	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
平成30年4月1日 ～		1,000kw未満	わがまち特例 最初の3年度分 課税標準額を3分の2に軽減 (法附則第15条第26項1号)	
令和6年3月31日		1,000kw以上	わがまち特例 最初の3年度分 課税標準額を4分の3に軽減 (法附則第15条第26項2号)	